

又は、市町村がその事業に供するものとする。

第九條 この法律施行の際現に存するもの又は、國の所有を以てし、物又は物品で、自他を管轄するものには、無償でこれを當該市町村に譲渡することとする。

第十條 この法律施行の際、既に管轄地又は、管轄地を管轄する、租界地、施設、警察官署、消防施設及び警察官署施設は、國家公安委員會がこれを維持管理する。

第十一條 他の法令に警察官署長とあるは、市町村長とす。市町村公安委員會とす。但し、政令を以て特別の定めをなすことが得る。

第十二條 町村の全部事務組合及び、従屬事務組合はこの法律施行の際現に存するもの。第三條第一節乃至第三條の規定の適用を以てす。これを一の町村とみなす。

警察法

邦

26.11

警察法案

三五

前文

國民のために人間の自由の理想を保障する日本國憲法の精神に従い、又地方自治の原則を推進する觀點から、國會は、秩序を維持し、法令の執行を強化し、個人と社會の責任の自覺を通じて人間の尊嚴を最高度に確保し、個人の權利と自由を保護するために、國民に屬する民主的權威を確立する目的を以て、ここに警察法を制定する。

の組織

ニ衆の

人は、この法律施行後、市町村を初め、地方自治体の事務に任ぜられたるものは、この法律の施行後

警察法目次

第一章

第二章

第一節

第二節

第三章

第一節

第二節

第三章

第四章

第四章

国家地方警察及び自治体警察並びに自治体警察相互間の関係

第五章 警察官の職外に於ける収用行使

第六章 警察官の職務及び待遇

第七章 國家非常事態の特別措置

第八章 雜則

附則

別表

第一章 總則

第一條 警察は、國民の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の捜査、嫌疑者の逮捕及び公安の維持に當ることを以てその責務とする。

警察の活動は、嚴格に前項の責務の範圍に限られるべきものであつて、いさしくも日本國憲法の保障する個人の自由及び權利の干渉にわたる等その権能を濫用することとなつてはならない。

第二條 この法律において行政管理とは、警察職員の人事及び警察の組織並びに予算に関する一切の事務をいう。  
この法律において運営管理とは次の事務をいう。

- 一 公共の秩序の維持
- 二 生命及び財産の保護
- 三 犯罪の予防及び鎮圧
- 四 犯罪の捜査及び被疑者の逮捕

五 交通の取締  
 六 逮捕状、拘留状の執行その他の裁判所、裁判官又は檢察官の命ずる事務で法律をもつて定めるもの。

第三條 この法律に從うすべての職員が行う職務の宣誓は、日本國憲法及び法律を擁護し支持する義務を含むものとする。

第一章 國家地方警察

第一節 國家公安委員會

第四條 内閣総理大臣の所轄の下に、國家公安委員會及び定員三万人を超えない國家地方警察隊を置く。その經費は、國庫の負担とする。

國家公安委員會は、左に掲げる事務を掌る。

- 一 警察通信施設 自治体警察の本部から管下の下部組織に通ずるものを除く。の維持管理に関する事項。但し、國家地方警察及び自治体警察並びに自治体警察相互間の連絡のために必要とするもの。

貴する警察通信施設については、自治体警察もこれを利用することができる。

- 二 犯罪鑑識施設の維持管理に関する事項
- 三 警察教養施設の維持管理に関する事項
- 四 その他國家地方警察の行政管理に関する事項
- 五 犯罪鑑識及び犯罪統計に関する事項
- 六 國家非常事態に対処するための警察の統合計画の立案及び実施に関する事項
- 七 皇宮警察の管理に當該府廳の要求ありたる場合東京都内における國會、内閣、各省、會計検査院等に最高裁判所の使用する建物並に施設の警備に関する事項

第五條 國家公安委員會は、五人の委員を以て、これを組織する。委員は、官公廳における職業的公務員（昭和二十二年九月廿二日以後において國會、その兩院若しくはその一院又は地方議會の選

若くは

舉<sup>若くは</sup>議決によつて選任された者を除く。この前歴のない者の中から、両議院の同意を経て内閣総理大臣が、これを任命する。委員の任命については、衆議院が同意して参議院が同意しない場合においては、日本國憲法第六十七條第二項の場合の例により、衆議院の同意を以て両議院の同意とする。

左の各号の一に該当する者は、委員となることができない。

一 禁治産者若しく<sup>わ</sup>準禁治産者又は破産者で復讐を得ない者

二 禁錮以上の刑に処せられた者

三 日本國憲法施行の日以後において、日本國憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の團體を結成し、又はこれに加入した者

委員の任命については、その中の三人以上が、同一政党に属する者となることとなつてはならない。

第六條 國家公務員法第三章第七節の規定は、委員は、これを準用

する。

委員は、政党その他の政治的團體の役員となることができない。

第七條 委員の任期は、五年とする。但し、補欠の委員は、前任者の残任期間在任する。

委員は、これを再任することができる。

第八條 委員は、第五條第四項各号の一に該当するに至つた場合においては、当然退職するものとする。

内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認められる場合又は委員に職務上の義務違反その他責任に過しない非行があることを認める場合においては、両議院の同意を経て、これを罷免することができる。

内閣総理大臣は、両議院の同意を経て左に掲げる委員を罷免する。一 委員中何人も所属していなかつた同一の政党に新に三人以上の委員が所属するに至つた場合、これらの者の半二つを超える員

数の委員

二 委員中一人が既に所属している政党に二人以上の委員が所属するに至つた場合、これらの者の中一人を解雇する員数の委員

第五條第三項の規定は、前二項の場合にこれを準用する。

内閣総理大臣は、委員中二人が既に所属してある政党に既に所属した委員を直ちに罷免する。

第二項、第三項及び前項の場合を除く外、委員はその意に反して罷免されることはない。

第九條 委員は、内閣総理大臣の権限に準ずる報酬を受ける。

第十條 國家公安委員会は委員長を選び、委員の互選により、これを選任する。委員長の任期は、一年とする。但しこれを再任することができる。

委員長は、國家公安委員会の会務を掌理する。

第二節 國家公安委員会の事務局  
第十一條 國家公安委員会の権限に属する事務を処理せしめるため、國家公安委員会は、その事務局として國家地方警察本部を置く。

第十二條 國家地方警察本部に、長官を置く。

長官は、國家公務員法の規定に基き、國家公安委員会がこれを任命し、一定の事由により罷免する。

第十三條 長官は、國家公安委員会の指揮監督を受け、國家地方警察本部の事務を掌理する。

第十四條 國家地方警察本部に総務部、警務部及び刑事部を含む五以内の部を置く。

國家地方警察本部に警察大学校を附置する。  
警察大学校は、國家地方警察の、及び要求のあつたときは自治体警察の新任及び現任の警察職員を訓練する。

第十五條 國家地方警察本部に、國家公安委員会の定めるところにより、次長一人、部長五人以内及びその他所要の所属職員及び

機関を置く。

前項の職員は、國家公務員法の規定に基き、國家地方警察本部

長官がこれを任命し、一定の事由により罷免する。

第十六條 全國を六警察管区に分ち、警察管区ごとに、國家地方警察の地方事務部局として警察管区本部を置き、國家地方警察本部の事務を分掌させる。

警察管区の区域及び名称並びに警察管区本部の位置及び名称は、別表による。

第十七條 警察管区本部に、國家公安委員会の定めるところにより、本部長その他所要の職員及び機關を置く。その組織は國家地方警察本部の例による。

前項の職員は、國家公務員法の規定に基づき、國家地方警察本部長官がこれを任命し、一定の事由により罷免する。

第十八條 警察管区本部長は、國家地方警察本部長官の指揮監督を受け警察管区本部の事務を処理し、その管轄区域内の都道府縣國家地方警察を行政的に調整し、及びその均齊を図る。

警察管区本部長及び都道府縣公安委員会は緊密な連絡を保ち、警察に関する事項について適當に協力する。

第十九條 各警察管区本部に管区警察学校を附置する。

管区警察学校は、國家地方警察の及び要求のあつたときは自治體警察の新任及び現任の警察職員を訓練する。

管区警察学校及び警察大学校は、國家地方警察がこれを維持し、運営する。

### 第三節 都道府縣公安委員会

第二十條 都道府縣知事の所轄の下に、都道府縣公安委員会を置く。

都道府縣公安委員会は、都道府縣國家地方警察に関する運営管理を行う。

第二十一條 都道府縣公安委員会は、三人の委員を以て、これを組織する。

委員は、その都道府県の議会の議員の被選舉権を有する者  
で官公廳に於ける職業的公務員（昭和二十二年五月廿一日以後  
において、<sup>公選</sup>國會、その兩院若しくは<sup>非</sup>その一院又は地方議会の  
選舉又は議決によつて選任せられた者を除く。）の前歴のな  
い者の中から、都道府県知事が、都道府県の議会の同意を經  
て、これを任命する。

左の各号の一に該当する者は、委員となることができない

- 一 破産者で復讐を得ない者
- 二 禁錮以上の刑の執行を受けた者
- 三 日本國憲法施行の日以後において、日本國憲法又はその  
下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党  
その他の團體を結成し、又はこれに加入した者  
委員の任命については、その中二人以上が、同一政党に屬  
する者となることとなつてはならない。

第二十二條 委員は、当該都道府県の議会の議員を兼ね、又は政党

その他の政治的團體の役員となること<sup>特別を要しはるが故に</sup>できない。

前項の外、委員の服務に関する事項は、國家公務員法第三章第  
七節の規定に準じ、都道府県規則で、これを定める。

第二十三條 委員の任期は、三年とする。但し、補欠の委員は、前  
任者の残任期間在任する。

委員は、これを再任することができない。

第二十四條 委員は、左の各号の一に該当する場合においては、当  
然退職するものとする。

- 一 第二十一條第三項各号の一に該当するに至つた場合
- 二 <sup>都道府</sup>都道府県の議会の議員の被選舉権を有する者でなくなつた場  
合

委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認められる場合又  
は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行がある

と認められる場合においては、都道府県知事は、都道府県の議会の同意を経て、これを罷免することができる。

委員の中、二人以上が同一政党に属することとなつた場合においては、これらの者の中、一人以外の者は、都道府県知事が、都道府県の議会の同意を経て、これを罷免する。但し、都道府県知事は、委員中一人が既に所属してある政党に新に所属するに至つた委員を直ちに罷免する。

前二項の場合を除く外、委員は、その意に反して罷免されることがない。

第二十五条 都道府県は、委員に報酬を支給し、委員が職務を行うために要する費用の弁償をしなければならない。

前項の報酬及び費用については、地方自治法第二百三條第三項及び第二百六條の規定による。

第二十六条 都道府県公安委員会に委員長を置き、委員の互選により、これを選任する。委員長の任期は、一年とする。但し、これを再任することができる。

委員長は、都道府県公安委員会の会務を総理する。

#### 第四節 都道府県国家地方警察

第二十七條 都道府県国家地方警察は、その都道府県の区域及び自治体警察の管轄に属する区域を除く。一内において第二條第二項に定める事務を行う。

第二十八條 各都府縣に、国家地方警察都府縣本部をその都府縣属所在地に置く。北海道には、下部行政区劃に十回以内の国家地方警察本部を置く。その本部の一は、北海道廳所在地に置く。

都道府県国家地方警察の管轄に属する区域を警察区に分け、警察区毎に警察署を置く。

警察区の区域並びに警察署の位置、名称及び管轄区域は、国家地方警察がこれを定める。

警察署の下部機構として、派出所又は駐在所を置く。

第二十九條 都道府縣國家地方警察と市町村警察との連絡及び國家地方警察の所掌に属する警察通信施設の維持管理に当らしめるため、必要の地に都道府縣國家地方警察の支所を置く。

第三十條 都道府縣國家地方警察本部の長（以下都道府縣警察長といふ。）は、國家公務員法の規定に基き、警察管区本部長が國家地方警察本部長官の同意を経てこれを任命し、一定の事由により罷免する。

第三十一條 都道府縣警察長は、都道府縣公安委員會の運営管理に服し、警察管区本部長の行政管理に服するものとする。

第三十二條 都道府縣警察長は、その都道府縣の区域内にある國家地方警察の所掌に属する警察通信施設を管理する。

第三十三條 都道府縣國家地方警察本部に所要の部課（犯罪鑑識及び犯罪統計に関する機構を含む。）を置く。

第三十四條 都道府縣國家地方警察に都道府縣警察学校を附置する都道府縣警察学校は、國家地方警察の及び要求のあつたときは自治体警察の新任及び現任の警察職員を訓練する。

第三十五條 都道府縣國家地方警察に、警察長の外、警視、警部、警部補、巡査部長及び巡査たる警察官その他所要の職員を置く。警部補、巡査部長及び巡査とする。

警察官は、上官の指揮監督を受け、警察の事務を掌る。  
第三十六條 前條（オニイロに規定する）職員は、國家公務員法の規定に基き、都道府縣警察長がこれを任命し、一定の事由により罷免する。但し、基礎的な警察訓練の過程を経ない者は、これを國家地方警察の勤務につけることができない。  
警察官の宣誓、教育訓練式及び服制については必要な事項は、國家公安

委員會がこれを定める。

第三十七條

警察署長は、警視又は警部を以てこれにあてる。

警察署長は、都道府縣警察長の指揮監督を受け、その管轄区域内における警察事務を執行し、警察署の職員を指揮監督する。

第三十八條

支所長は、警部又は警部補を以てこれにあてる。

支所長は、都道府縣警察長の指揮監督を受け、第二十九條に規定する事務を執行し、支所の職員を指揮監督する。

第三十九條

都道府縣國家地方警察の機関及び職員に関する細目的事項は、國家公安委員會がこれを定める。

第三章 自治体警察

第一節 總則

第四十條 市及び人口五千以上の市街的町村（以下市町村という。）は、その区域内において警察を維持し、法律及び秩序の執行の責に任ずる。

前項に規定する市街的町村は、官報に告示した最近の國勢調査の人口に従い、政令を以てこれを告示する。

第四十一條 市町村警察は、第二條第二項に掲げた事項に関する全ての職務を行う。

第四十二條

自治体警察に要する経費は、当該市町村の負担とする。

第二節 市町村公安委員會

第四十三條 市町村長の所轄の下に市町村公安委員會を置き、その市町村の区域内における警察を管理せしめる。

第四十四條 市町村公安委員會の組織及び運営並びにその委員の資格、任命、兼職禁止、服務、任期、退職、罷免、報酬及び費用弁償については、第二十一條乃至第二十六條の規定を準用する。但し、都道府縣は市町村と、都道府縣知事は市町村長と、又都道府縣規則は市町村規則と読み替えるものとする。

第三節 市町村警察

第四十五條 市町村は一又は二以上の警察署を置く。



市町村警察職員の宣誓、教育、訓練、<sup>凡式及び</sup>服制は、第三十六條第二項の規定により、國家公安委員会の定める規則に則り、市町村規則でこれを定める。但し、補服は、國家地方警察の制服と明確に區別されるものとする。

第四節 特別区に関する特別

第五十一條 特別区の存する区域においては、特別区が適合してその区域内における警察の責に任ずる。

第五十二條 前項の特別区には、都知事が、都の議会の同意を経て委員会を置き、その委員は、都知事が、都の議会の同意を経てこれを任命する。

第五十三條 前二條に規定するものの外、特別区の存する区域における自治体警察については、特別区の存する区域を以て一の市とみなし、市町村警察に関する規定を準用する。

第四章

國家地方警察及び自治体警察並びに自治体警察相互間の關係

第五十四條 市町村警察は國家地方警察の運営管理又は行政管理に服することはない。これらの警察は相互に協力する義務を負う。

第五十五條 都道府縣國家地方警察の警察官は、市町村公安委員会から援助の要求があつた場合は、当該市町村の区域において、援助の要求をした市町村公安委員会の運営管理の下に、その職務を行うことができる。

第五十六條 都道府縣警察長は、都道府縣内の市町村警察長と、緊密な連絡を保たなければならない。

第五章 管轄区域外における權限行使

第五十七條 都道府縣國家地方警察及び市町村警察は、<sup>その</sup>非該都道府縣國家地方警察又は市町村警察の管轄に属する区域の境界外五百米以内の地域における犯罪については、その地域内においても職務を行う。

第五十八條 國家地方警察及び市町村警察は、その管轄区域へその境

界外五百米以内の地域を含む。以下本条中これに同じ。一内で行われた犯罪行為又はその管轄区域内に於て若しくはその管轄区域内に及んだ犯罪行為の個々の場合について、その偵査、捜査又は被疑者の逮捕のため、その管轄区域外にも職務を及ぼすことができる。

第五十九条 國家地方警察が市町村の区域内に施設を維持する場合及び市町村がその区域外において施設を維持する場合においては、國家地方警察及び当該市町村警察は相互にその施設について警察の職務を及ぼすものとする。

#### 第六章 犯罪統計及び犯罪鑑識

第六十条 市町村警察長は、國家公安委員會の定める形式及び方法により、犯罪統計並びに証拠、寫眞、指紋、被疑者及び被逮捕者の人相及び手口からなる犯罪鑑識に関する事項を、都道府縣警察長を通じて國家地方警察本部長官に報告しなければならない。

第六十一条 國家地方警察本部及び都道府縣國家地方警察本部に、犯

罪に關する施設を置く。

#### 第七章 國家非常事態の特別措置

八十二條 國家非常事態に際して、治安の維持のため特に必要があると認めるときは、内閣總理大臣は、國家公安委員會の報告に基づき、全國又は一部の区域に於て國家非常事態の布告を發することができ、前項の布告には、その区域、事態の概要及び布告の効力を發する日時を記載しなければならない。

第六十三條 前條に規定する國家非常事態の布告が發せられたときは、この法律の定めるところに基き、内閣總理大臣によつて一時的に全警察の統制が行われる。この場合において國家地方警察本部長官又は警察官區本部長は、布告に記載した区域内の都道府縣警察長又は市町村警察長に對して必要な命令をなし、又は指揮をなすものとする。

第六十四條 内閣總理大臣は、國家非常事態の布告に記載した区域外の國家地方警察又は市町村警察に對して、警察官又は警察吏員の全部

は一、臨時に、臨時のたが必要と認められたる区域に設置することとなることとする。

前項の規定により、設置された警察官及び警察吏員は、設置の期間中派遣された区域においても職務を行うことができる。

第六十五條 第六十二條の規定により内閣総理大臣が発した国家非常事態の布告は、これを発した日から二十日以内に国会の承認を得なければならぬ。もしも衆議院が解散されているときは、日本国憲法第六十條に定めるところに従い緊急集会による参議院の承認を求めなければならぬ。

前項の規定する期間内に、前項の規定により国家非常事態の布告が国会の承認を得られぬか又は不承認の議決があつたときは、国家非常事態の布告は、將來にわたつてその効力を失う。

第六十六條 内閣総理大臣は、国家非常事態の布告を発した場合において、その必要がなくなつたと認めるときは、速かにその廃止の布告を

発しなければならぬ。国会が命ずるときは、内閣総理大臣は廃止の布告をしなければならぬ。

前項の廃止の布告その他法律に規定する内閣総理大臣の職務の行使について、國家公安委員会は、内閣総理大臣に対し、常に必要の助言をしなければならない。

第八章 雜則

第六十七條 都道府縣公安委員会、市町村公安委員会及び警察官又は警察吏員と警察官との關係は、別に法律の定めるところによる。

第六十八條 都道府縣公安委員会及び市町村公安委員会は、その管轄する区域に必要と認めるときは、第一、第二、第三の市町村警察の管轄に属すべき区域が二以上の市町村警察の管轄に属すべき区域に分れ又は一の市町村警察の区域となつた場合は、

いづれは、その事實を要することとなつた日から五十日以内にその管

前項の規定が完了された後、その間は、その区域においては従前の警察に關する法律によるものとする。同項の場合には、

二以上の区域の市町村長が協議して又は一の市町村長が従前の市町村長の職務を行ふ。

### 附 則

第一条 この法律の施行の期日は、その日公布の日から九十日を超えない期間内において各規定について政令でこれを定める。

第二条 この法律施行後最初に任命する國家公安委員の任期は、五人の内一人は一年、一人は二年、一人は三年、一人は四年、一人は五年とする。

前項に規定する各委員の任期は、当該委員会において、くじでこれを定める。

第三条 この法律施行後最初に任命する都道府縣公安委員、市町村公安委員の任期は、三人の中一人は一年、他の一人は二年、他の一人は三年とする。

前項に規定する各委員の任期は、各当該委員会において、くじでこれを定める。

第四条 國家公務員法は、この法律の適用に必要な範囲内においては

既に施行されたものとする。

前項の場合においては、國家公務員法による人事廳の設置に遡るまで、その職権は、同法附則第二條の例により、臨時人事委員会がこれを行う。

第五條 この法律施行後一年間は、任用候補者名簿がない場合その他特に必要がある場合においては、國家地方警察又は自治体警察の職員は、現在の法令により、夫々当該職員に相應する中央又は地方の官吏に必要な資格を有する者の中から臨時にこれを任命することが出来る。

第六條 國家地方警察は自治体警察の官吏は、警察官の任免、給與、服務その他必要な事項に關しては、警察官吏は、吏員に關する人事院規則若しくは<sup>（本府令）</sup>第三十六條第二項の規定による國家公安委員会の定がなされる。第五十條の規定する市町村の條例若しくは規則が定められるまでは、身分の間、本府の廳府縣警察官吏の例による。

第七條 この法律施行の際、現に警視廳又は道府縣警察部に勤務する官吏が、市町村警察の職員となつた場合には、これを従前の身分の定を適用するものとみなし、身分の間、これに恩給法の規定を適用する。

この法律施行の際現に警視廳又は道府縣警察部に勤務する都道府縣の職員が引續き國家地方警察の職員となつた場合には、恩給法の適用については、その当該都道府縣の職員としての在職期間はこれを公務員としての在職年に通算する。

第八條 市町村警察に要する費用は地方自治財政が確立されるまで、政令の定めるところにより國庫及び都道府縣がこれを負擔する。國家地方警察に要する費用は、前項のとさまで國庫及び都道府縣の負擔とする。

國庫と当該都道府縣の警察費の負担区分については、第一項のとさまで従前の例による。

第九條 この法律施行の際又はこの法律施行後新たに市町村が警察の責に任ずることとなつた場合、現に警察の用に供する国有財産又は國の所有に屬する物品で市町村警察に必要なもの、無償でこれを當該市町村に譲與することができる。

第十條 この法律施行の際警察用又は都道府県警察部の管理に屬する犯罪捜査施設、警察通信施設及救急施設は、國家地方警察がこれを維持管理する。但し現在東京都港区警署及び宮城県内にある警察の訓練学校で將來東京の都市警察を移管されるべきものを除く。

第十一條 町村の全部事務組合及び役場事務組合はこの法律施行の際現に有するものは、この法律の規定の適用については、これを一の町村とみなす。

第十二條 行政執行法中第一條及び第二條のき、該行政官廳は第三十

七條又は第四十九條の警察署長とし、同法第三條乃至第五條の当該行政官廳及び第六條の行政官廳は、第三十七條及び第四十九條の警察署長を指すものとする。

第十三條 第四十條第一項の規定により市町村がその区域内における警察の責に任ずるのは、各市町村について、この法律中の自治体警察に関する規定の適用により、市町村公安委員会が成立し必要な警察吏員が任命せられた日よりとする。但し、その期日は、この法律の成立後九十日を起してはならぬ。

第十四條 前條の規定によりその区域内における警察の責に任ずる市町村ができた場合においては、この法律中の國家地方警察に関する規定が施行されるまでの間、警察廳又は道府県警察部が國家地方警察としてその職務を行ふものとする。

(別表)

警察管区の表

|                                                                 |               |              |                 |
|-----------------------------------------------------------------|---------------|--------------|-----------------|
| 北陸道<br>石川縣 福井縣 富山縣 山梨縣 長野縣 秋田縣                                  | 北陸道<br>福井縣本部  | 北陸道<br>福井縣本部 | 北陸道<br>福井縣本部    |
| 東海道<br>岐阜縣 愛知縣 三重縣 滋賀縣 京都府 大阪府 奈良縣 和歌山縣 徳島縣 香川縣 高松縣 岡山縣 広島縣 山口縣 | 東海道<br>名古屋警管区 | 東海道<br>名古屋市  | 東海道<br>名古屋警管区本部 |
| 關東道<br>茨城縣 栃木縣 群馬縣 埼玉縣 千葉縣 東京府 神奈川縣 山梨縣 長野縣 新潟縣 富山縣 石川縣 福井縣     | 關東道<br>東京警管区  | 關東道<br>東京都   | 關東道<br>東京警管区本部  |
| 關西道<br>奈良縣 和歌山縣 徳島縣 香川縣 高松縣 岡山縣 広島縣 山口縣                         | 關西道<br>大阪警管区  | 關西道<br>大阪市   | 關西道<br>大阪警管区本部  |

